

# 【介護老人福祉施設】 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 長岡福祉協会
法人所在地	新潟県長岡市深沢町字高寺 2278 番地 8
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 田 宮 崇
電話番号	0258-46-6053

## 2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームおぢやさくら
施設の所在地	新潟県小千谷市小栗田 2732 番地 14
施設長名	施設長 田 中 孝
電話番号	0258-83-1786
ファクシミリ番号	0258-83-1785

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険法で規定された指定介護老人福祉施設事業について、介護保険法の理念に基づき、心身の障害により日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、介護サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあっては、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その主体的自発性を尊重し、健全で安らかな充実した生活の実現を援助することを目的として、施設の物的・人的体制を整備し、効率的運用をはかつて入所者待遇の向上と在宅支援機能を拡充して地域福祉の増進に努める。

## 4 施設の概要

敷 地	21,711.88 m <sup>2</sup>
建 物	構造 鉄筋コンクリート造 2階建（耐火建築）
	延べ床面積 5,429.78 m <sup>2</sup>
	利用定員 60名（6ユニット・1ユニット10人）

### (1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたりの面積
1人部屋	60室	1186.56 m <sup>2</sup> （内法）	13.62～16.10 m <sup>2</sup> （内法）

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
共同生活室	8 室	250.32 m <sup>2</sup> (内法)	3.13 m <sup>2</sup> (内法)
一般浴室	8 室	78.24 m <sup>2</sup>	
機械浴室 (特殊浴槽)	2 台	50.42 m <sup>2</sup>	
医務室	1 室	12.50 m <sup>2</sup>	

5 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				事業者の指定基準	保有資格		
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
施設長	1		1			1	介護福祉士・介護支援専門員		
生活相談員	2		2			1	社会福祉士 2		
介護職員	32 以上		31 以上		1 以上	20 以上	介護福祉士 30 名以上		
看護職員	4 以上		3 以上		1 以上		看護師 4 以上		
機能訓練指導員	1		1			1 以上	作業療法士 1		
介護支援専門員	3 以上		4			1 以上	介護支援専門員 3 以上		
医師	1				1	1	診療科：内科		
栄養士	1 以上		1			1	管理栄養士 1 以上		

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯 (8:30～17:00) 常勤で勤務	完全週休 2 日
生活相談員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:00) 常勤で勤務 ※上記を基本の勤務時間としますが、入所者の身体状況、生活環境の変化に合わせた援助ができるよう、上記以外にも勤務時間を設けております。	完全週休 2 日
介護職員	早④ (6:30～15:00) 日① (8:00～16:30)　日 (8:30～17:00) オ② (11:30～20:00) 準① (15:30～0:00)　深① (0:00～8:30) ※上記を基本の勤務時間としますが、入所者の身体状況、生活環境の変化に合わせた援助ができるよう、上記以外にも勤務時間を設けております。 ・昼間 (7:00～20:00) は、原則として職員 1 名あたり入所者約 10 名のお世話をします。 ・夜間 (20:00～7:00) は、原則として職員 1 名あたり入所者約 20 名のお世話をします。	完全週休 2 日
看護職員	・正規の勤務時間帯 (8:30～17:00)、原則として 2 名体制で勤務します。	完全週休 2 日
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 (8:30～17:00) 非常勤で勤務	完全週休 2 日

介護支援専門員	早④ (6:30～15:00) 日① (8:00～16:30)　　日 (8:30～17:00) オ② (11:30～20:00) 準① (15:30～0:00)　　深① (0:00～8:30) ※上記を基本の勤務時間としますが、入所者の身体状況、生活環境の変化に合わせた援助ができるよう、上記以外にも勤務時間を設けております。	完全週休2日
医師	週1日（月曜日）10:30～12:00まで勤務します。	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:00）常勤で勤務	完全週休2日

## 7 施設サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食べていただけるように配慮します。</li> <li>・希望により、食堂以外での場所及び、食事時間以外での食事提供も行います。</li> </ul> <p>(食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・シーツ交換は、週1回実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員（所有資格：作業療法士）による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医師により、月1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</li> </ul> <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>氏名 : 山内医師 診療科 : 内科 診察日時 : 月曜日 10:30～12:00</p> <p>事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るために感染対策委員会の設置及び開催、指針の整備、研修の実施、感染対策訓練を実施しております。</p>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 事業所責任者 または 生活相談員</li> <li>当施設は、施設サービス計画を作成し、入所者及びその家族等に対して、その内容を説明し書面もしくは電子メール等の電磁的方法により同意を得ます。更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行います。</li> </ul>
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・隔週（月曜日）出張による理髪サービスを利用いただけます。
日常生活品 の購入代行	・利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、あらかじめ、職員に申し出て下さい。（申出先：担当職員）

## 8 利用料

### (1) 法定給付

区分	利 用 料						
	●ユニット型介護福祉施設サービス費（I）						
法定代理 受領の場 合	1割負担の場合		2割負担の場合		3割負担の場合		
	1日あたり	1ヶ月（30日）	1日あたり	1ヶ月（30日）	1日あたり	1ヶ月（30日）	
	要介護1	670円	20,100円	1,340円	40,200円	2,010円	60,300円
	要介護2	740円	22,200円	1,480円	44,400円	2,220円	66,600円
	要介護3	815円	24,450円	1,630円	48,900円	2,445円	73,350円
	要介護4	886円	26,580円	1,772円	53,160円	2,658円	79,740円
	要介護5	955円	28,650円	1,910円	57,300円	2,865円	85,950円

### ●介護給付費加算の額

加 算	算 定 要 件	1 割 負 担 の 場 合		2 割 負 担 の 場 合		3 割 負 担 の 場 合	
		1 日 あたり	1 ヶ 月 (30 日)	1 日 あたり	1 ヶ 月 (30 日)	1 日 あたり	1 ヶ 月 (30 日)
日常生活継続 支援加算	次のいずれにも該当する場合 ①過去6ヶ月又は1年間の新規入所者の総数のうち、要介護4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上であること ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること	46円	1,380円	92円	2,760円	138円	4,140円

夜勤職員配置加算（II）口	夜勤を行う介護・看護職員の数が最低基準を1名以上上回って配置している場合	18円	540円	36円	1,080円	54円	1,620円
若年性認知症入所者受入加算（対象となる方のみ）	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合	120円	3,600円	240円	7,200円	360円	10,800円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められる為、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合、入所日から7日を限度として加算	200円		400円		600円	
看護体制加算（I）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	4円	120円	8円	240円	12円	360円
看護体制加算（II）	基準より1名以上多い看護職員を配置している場合	8円	240円	16円	480円	24円	720円
看取り介護加算（I）（行った方のみ）	利用者が回復の見込みがないと診断され看取り介護に関する計画のもとに施設または居宅で亡くなった場合 ①死亡日以前31～45日 ②死亡日以前4～30日 ③死亡日の前日・前々日 ④死亡日	① 72円		① 144円		① 216円	
		② 144円		② 288円		② 432円	
		③ 680円		③ 1,360円		③ 2,040円	
		④ 1,280円		④ 2,560円		④ 3,840円	
個別機能訓練加算（I）	入所者ごとに個別機能訓練計画を作成した場合	12円	360円	24円	720円	36円	1,080円
個別機能訓練加算（II）	機能訓練計画等の情報を厚生労働省に報告し、活用した場合		20円		40円		60円
個別機能訓練加算（III）	入所者ごとに個別機能訓練計画の内容、口腔の健康状態や栄養状態に関する情報を一体的に共有し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、関係職種間で共有した場合		20円		40円		60円
栄養マネジメント強化加算	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している場合。また情報を厚生労働省に報告し、活用した場合	11円	330円	22円	660円	33円	990円

外泊時費用加算 (対象となる方のみ)	入所者が入院・外泊した場合、1ヶ月に6日を限度として加算	246 円		492 円		738 円	
初期加算 (対象となる方のみ)	入所した日から30日間加算する30日以上の入院後も同様	30 円	900 円	60 円	1,800 円	90 円	2,700 円
療養食加算 (提供した方のみ)	医師の指示による療養食を提供了した場合	18 円 (1食6円)		36 円 (1食12円)		54 円 (1食18円)	
経口移行加算 (行った方のみ)	医師の指示により経口の食事を進める為、栄養管理を行った場合	28 円	840 円	56 円	1,680 円	84 円	2,520 円
経口維持加算 (I) (行った方のみ)	医師又は歯科医師の指示に基づき、摂食機能に障害のある入所者に対して経口による食事の摂取を進める為、特別の管理を行った場合		400 円		800 円		1,200 円
経口維持加算 (II) (行った方のみ)			100 円		200 円		300 円
排せつ支援加算 (I) (行った方のみ)	排泄を要する入所者に対し、多職種が協同して支援計画を作成し、厚生労働省に評価を報告し、活用した場合		10 円		20 円		30 円
排せつ支援加算 (II) (行った方のみ)	排泄支援加算 (I) の算定要件を満たしており、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減または悪化がない場合 又はおむつありから使用なしに改善した場合 又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、カテーテルが抜去された場合		15 円		30 円		45 円
排せつ支援加算 (III) (行った方のみ)	排泄支援加算 (I) の算定要件を満たしており、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減または悪化がない場合 又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、カテーテルが抜去され、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合		20 円		40 円		60 円

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡発生と関連のあるリスクについて評価を実施し、情報を厚生労働省に報告し、活用した場合 褥瘡が認められ、又はリスクがある入所者には多職種が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成、評価、見直しを行う	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしており、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合	13 円	26 円	39 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ） (行った方のみ)	歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアを月 2 回以上実施し、口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、入所者の口腔に関する相談等に必要に応じ対応した場合	90 円	180 円	270 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ） (行った方のみ)	口腔衛生管理加算（Ⅰ）の要件に加え、厚生労働省に評価を報告し、活用した場合	110 円	220 円	330 円
再入所時栄養連携加算 (行った方のみ)	入所者が入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	200 円 (1 回のみ)	400 円 (1 回のみ)	600 円 (1 回のみ)
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために必要な評価を入所時と定期的に行い、見直しと支援計画の策定に参加すること 自立支援の対応が必要であるとされた入所者に多職種が共同で支援計画を作成し、ケアを実施して、定期的に見直していること 医学的評価を厚生労働省へ提出し必要な情報を活用している場合	280 円	560 円	840 円

ADL維持等加算（I）	利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてADL値を測定して、結果を厚生労働省へ報告しており、値が1以上である場合		30円		60円		90円
ADL維持等加算（II）	ADL維持等加算（I）の要件を満たし、かつ値が3以上である場合		60円		120円		180円
退所前訪問相談援助加算（行った方のみ）	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて、入所者が退所後生活する居宅を訪問し、相談援助を行った場合、1回（入所後早期に相談援助の必要がある場合は2回）を限度として加算	460円		920円		1,380円	
退所後訪問相談援助加算（行った方のみ）	入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合、1回を限度として加算	460円		920円		1,380円	
退所時相談援助加算（行った方のみ）	退所にあたって相談を行い、市町村等に文書で情報を提供した場合、1回を限度として加算	400円		800円		1,200円	
退所前連携加算（行った方のみ）	退所にあたって居宅介護支援事業所と連絡調整を行った場合、1回を限度として加算	500円		1,000円		1,500円	
退所時情報提供加算（行った方のみ）	医療機関へ退所する入所者等について、入所者等の同意を得て、退所後の医療機関に対して当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合	250円 (1回のみ)		500円 (1回のみ)		750円 (1回のみ)	
退所時栄養情報連携加算（行った方のみ）	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態と医師が判断した入所者について、退所先の医療機関に対して栄養管理に関する情報を提供した場合、1月に1回を限度として加算		70円		140円		210円
科学的介護推進体制加算（I）	入所者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合		40円		80円		120円
科学的介護推進体制加算（II）	入所者の心身の状況に係る基本的なや疾病的状況や服薬情報等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合		50円		100円		150円

安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	20円 (1回のみ)	△	40円 (1回のみ)	△	60円 (1回のみ)	△
介護職員等処遇改善加算（I）	月額料金（基本料金+加算・減算料金）×14.0%を加算						
法定代理受領できない場合	介護報酬の告示上の額（施設介護サービスの基準額に同じ）						

(2) 法定外給付

区分	利 用 料	
	1日あたり	1ヶ月（30日）
居住費 (ユニット型個室)	2,546円	76,380円
食 費	朝食 480円 昼食 605円 夕食 600円	50,550円

※食事が不要となる場合、朝食は前日の17時まで、昼食は当日の10時まで、夕食は当日の16時までに申出をいただくこととし、これを超える場合は実費徴収します。

ただし実費については、負担段階に定める金額を上限とします。

※利用者負担段階ごとの居住費・食費の利用者負担額

利用者負担段階	対象者	利用者負担内訳			
		居住費		食費	
		日額	月額 (30日)	日額	月額 (30日)
第1段階	・市民税非課税世帯（別世帯の配偶者を含む）で、本人が老齢福祉年金受給者または生活保護受給者 ・預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の方	880円	26,400円	300円	9,000円
第2段階	・市民税非課税世帯（別世帯の配偶者を含む）で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 ・預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方	880円	26,400円	390円	11,700円
第3段階①	・市民税非課税世帯（別世帯の配偶者を含む）で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方	1,370円	41,100円	650円	19,500円

第3段階②	・市民税非課税世帯（別世帯の配偶者を含む）で、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方 ・預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方	1,370円	41,100円	1,360円	40,800円
第4段階	・上記以外の方	2,546円	76,380円	1,685円	50,550円

- ・年金収入等…公的年金等収入金額（非課税年金含む）+その他の合計所得金額
- ・預貯金額等…預貯金・有価証券・金銀等時価評価が容易に把握できる貴金属・信託投資・現金負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算

※入院・外泊時の居住費について（入院・外泊時に利用者のために居室を確保している場合の居住費）

利用者負担段階	対象日	日額
第1段階～第3段階	6日まで	利用者負担段階に応じた負担額のとおり
	7日以降	2,546円
第4段階	翌日以降	2,546円

※退所後にお荷物をお預かりしている間も同様に居住費がかかります。

区分	利 用 料
理容・美容サービス	・理美容サービスを提供した際に要した金額の実費 ※サービス内容を細分化している場合（顔そり、カット等）は、項目毎に金額を定めることもあります。
日常生活品の購入代行サービス	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
死後処置料	・施設内でお亡くなりになられた場合の処置費用（8,000円） ・浴衣代（2,500円）※持参していただいてもかまいません。
歯科点検費用	・経口維持加算I・II算定者は月1回歯科医による点検があります。

(3) 入所者の選定により提供するもの

区分	利 用 料
特別な食事	・要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・日常生活品の購入代金 ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用 ・各種処置道具等費用

## 9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

## 10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、必要に応じて速やかにご家族や市町村等へ連絡を行うとともに、救急処置や医療機関への受診等必要な措置を講じます。

また、事故の状況、事故に際して取った処置については記録し、事故発生後速やかに原因の解明を行います。原因を受けて再発防止策を検討し、速やかに実践するとともに再発の防止に努めます。

## 11 苦情相談窓口

相談窓口	① 小千谷市小栗田 2732 番地 14 『特別養護老人ホームおぢやさくら』相談室 電話番号 : 0258-83-1786 窓口開設時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで 対応者 : 山下 麻里（生活相談員）
	② 小千谷市小栗田 2732 番地 14 『特別養護老人ホームおぢやさくら』施設長室 電話番号 : 0258-83-1786 窓口開設時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まで 対応者 : 田中 孝（施設長）
	③ 『第三者委員』 小柴 明彦 電話番号 : 025-261-0404 『第三者委員』 鈴木 敏子 電話番号 : 080-1108-4189
当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。	① 『小千谷市介護保険係』 電話番号 : 0258-83-3517 ② 『新潟県国民健康保険団体連合会』 電話番号 : 025-285-3022

## 12 第三者による評価の実施状況

第三者評価実施の状況	実施の有無	有
	実施した直近の年月日	ホールに掲示
	実施した評価機関の名称	ホールに掲示
	評価結果の開示状況	ホールに掲示

## 13 協力医療機関

医療機関の名称	長岡西病院
所在地	長岡市三ツ郷屋 371 番地 1
電話番号	0258-27-8500
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・歯科等
入院設備	ベッド数 240 床
救急指定の有無	有

医療機関の名称	小千谷さくら病院
所在地	小千谷市小栗田 2732 番地
電話番号	0258-83-2680
診療科	脳神経内科・内科
入院設備	ベッド数 170 床
救急指定の有無	無

#### 14 協力歯科医療機関

名称	長岡西病院
所在地	長岡市三ツ郷屋 371 番地 1
電話番号	0258-27-8500
入院設備	歯科入院ベッドなし

#### 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームおぢやさくら消防計画」にのっとり対応を行います。また、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。		
近隣との協力関係	小栗田町内会と非常時の相互の連携に努めます。		
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「特別養護老人ホームおぢやさくら消防計画」にのっとり年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。		
	設備名称	個数等	設備名称
	スプリンクラー	あり	消火器
	非常口	4 個所	ガス漏れ報知機
	自動火災報知機	あり	非常通報装置
消防計画等	誘導灯	あり	非常用電源
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。		
消防署への届出日	： 令和 3 年 4 月		
防火管理者	： 田 中 孝		

#### 16 高齢者虐待の防止

事業者は、高齢者虐待の防止への取り組みを図るため、虐待防止検討委員会の設置及び開催、指針の整備、研修の実施を行います。

また、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報し、必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者	田中 孝（施設長）
-------------	-----------

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会・宿泊	面会する場合は、受付にて面会簿の記入をしてください。家族等が宿泊される場合には、必ず事前に職員に申し出てください。 感染症対策等により面会等制限・禁止する場合があります。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	希望医療機関、期日等を担当看護職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたなどの事由により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただか、または相当の代償をお支払いいただきます。
喫煙・飲酒	健康管理の面から全面禁煙とさせていただいております。飲酒は適量の範囲でお楽しみください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	施設内で使用する所持品は自己の責任で管理するようにしてください。
現金等の管理	施設内で所持する現金等については自己責任で管理するようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
ハラスメント行為等	入所者、ご家族から職員が「暴言・暴力・セクシャルハラスメント等」を受けた場合、契約解除を検討いたします。